

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

(昭50教委規則11・全改)

第3条 削除

(昭50教委規則11)

(図書館奉仕)

第4条 図書館奉仕は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 館内利用
- (2) 館外貸出し
- (3) 分館の設置
- (4) 貸出し文庫
- (5) 図書館資料の複写
- (6) 参考調査業務

(昭48教委規則8・昭50教委規則11・昭50教委規則16・平2教委規則8・平8教委規則8・平24教委規則4・一部改正)

(館内利用)

第5条 図書館資料(書庫に保管するものに限る。)又は視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、館長が定める方法により申し出なければならない。

(平24教委規則4・全改)

第6条 館内で図書館資料を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内の所定の場所で利用すること。
- (2) みだりに騒音を発する等他人の読書又は研究に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (3) みだりに飲食をしないこと。

(昭50教委規則11・一部改正)

(館外貸出し)

第7条 館外貸出しを受けることができる者は、北九州市内若しくは北九州市と図書館の利用に関し地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項に規定する協議をした市町村内に居住し、又は北九州市内の学校に在学し、若しくは北九州市内の事業所等に在職する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(昭50教委規則11・平14教委規則24・一部改正)

第8条 館外貸出しを受けようとする者は、図書館カードによらなければならない。

2 図書館カードは、図書館カード申込書に所要事項を記載して住所、在学又は在職を証する書面を添えて係員に提出し、その交付を受けるものとする。

3 図書館カードの有効期限は、発行の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、図書館カード申込書の記載事項等に著しい変更がないときは、有効期限を延長することができる。

4 館外貸出しを受けて利用できる図書館資料の数は、館長が別に定める。

(昭50教委規則11・昭54教委規則2・昭58教委規則3・平2教委規則8・平8教委規則8・平24教委規則4・一部改正)

第9条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 寄託図書
- (3) 参考図書(辞書、書目、人名簿、年鑑及び統計書の類)
- (4) その他館長が特に指定した図書館資料

(昭50教委規則11・平24教委規則4・一部改正)

第10条 館外貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料は、貸出しの日から起算して2週間以内に返還すること。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 図書館資料を転貸しないこと。

(昭52教委規則3・平24教委規則4・一部改正)

第11条 館長は、館外貸出しを受けた者が返還の期限までに図書館資料を返還することを怠ったときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(昭50教委規則11・平10教委規則17・平24教委規則4・一部改正)

(分館の設置)

第12条 分館を次のとおり設置する。

- (1) 北九州市立門司図書館新門司分館 北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号
 - (2) 北九州市立門司図書館大里分館 北九州市門司区高田二丁目2番18号
 - (3) 北九州市立小倉南図書館曾根分館 北九州市小倉南区下曾根四丁目22番1号
 - (4) 北九州市立若松図書館島郷分館 北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号
 - (5) 北九州市立八幡図書館折尾分館 北九州市八幡西区堀川町5番23号
 - (6) 北九州市立八幡図書館八幡南分館 北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番1号
- (昭48教委規則8・追加、昭49教委規則10・昭50教委規則1・昭50教委規則11・昭51教委規則10・昭54教委規則4・昭55教委規則7・昭58教委規則3・昭58教委規則17・昭61教委規則2・昭63教委規則7・平10教委規則11・平10教委規則17・平11教委規則7・平12教委規則7・平15教委規則22・平19教委規則7・平19教委規則12・平21教委規則11・平23教委規則6・平25教委規則6・平29教委規則19・平29教委規則23・平29教委規則27・平30教委規則2・平30教委規則17・令2教委規則1・令4教委規則9・一部改正)

(貸出し文庫)

第13条 貸出し文庫の場所は、館長が定めて適当な方法により市民に周知するものとする。

(昭48教委規則8・旧第12条繰下、昭51教委規則10・平8教委規則8・一部改正)

(図書館資料の複写)

第14条 図書館資料の複写は、館長が特に認めるものに限るものとする。

(昭48教委規則8・旧第14条繰下、昭50教委規則16・旧第15条繰上、平24教委規則4・一部改正)

(図書館資料の紛失等の賠償)

第15条 図書館資料を利用する者は、これらを紛失し、又はき損し、若しくは甚だしく汚損した場合には、現品又は館長が指定する代品をもって賠償しなければならない。

(平2教委規則8・全改)

(駐車場使用料)

第16条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の駐車場使用料に係る教育委員会が定める額は、駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。

(平24教委規則4・追加)

(図書館協議会)

第17条 北九州市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(昭48教委規則8・旧第16条繰下、昭50教委規則11・一部改正、昭50教委規則16・旧第17条繰上、平24教委規則4・旧第16条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする図書館等の公表)

第18条 教育長は、図書館について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする図書館、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例付則第7項の場合においては、この限りでない。

(平16教委規則13・追加、平19教委規則7・平22教委規則5・一部改正、平24教委規則4・旧第17条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第19条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(平16教委規則13・追加、平20教委規則12・一部改正、平24教委規則4・旧第18条繰下)

(指定管理者の指定の告示)

第20条 教育長は、図書館について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平19教委規則7・追加、平24教委規則4・旧第19条繰下)

(指定管理者の事業報告)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する図書館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに教育長に提出しなければならない。

(平16教委規則13・追加、平19教委規則7・旧第19条繰下、平24教委規則4・旧第20条繰下)

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭48教委規則8・旧第17条繰下、昭50教委規則16・旧第18条繰上、平16教委規則13・旧第17条繰下、平19教委規則7・旧第20条繰下、平24教委規則4・旧第21条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃止規則)

2 次に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(1) 北九州市立図書館条例施行規則(昭和39年北九州市教育委員会規則第21号)

(2) 北九州市立図書館協議会規則(昭和39年北九州市教育委員会規則第35号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に、旧規則の規定によってした申請その他の手続きは、なおその効力を有する。

(平10教委規則17・一部改正)

4 この規則の施行の際現に北九州市立図書館協議会委員の職にある者は、この規則による北九州市立図書館協議会委員に任命された者とみなす。ただし、その任期は、通算するものとする。

5 この規則の施行の際現に旧規則の規定による会長および副会長の職にある者は、この規則によって協議会の会長および副会長に互選されたものとみなす。

(平10教委規則17・一部改正)

(中央図書館企救分館の位置に関する特例)

6 平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間は、第12条第4号中「北九州市小倉南区若園五丁目1番5号」とあるのは、「北九州市小倉南区春ヶ丘10番5号」とする。

(平24教委規則6・追加)

付 則(昭和48年4月24日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年5月11日教委規則第8号)

この規則は、昭和48年5月12日から施行する。

付 則(昭和49年4月10日教委規則第10号)

この規則は、昭和49年4月15日から施行する。

付 則(昭和50年1月9日教委規則第1号)

この規則は、昭和50年1月11日から施行する。

付 則(昭和50年4月12日教委規則第11号)

この規則は、昭和50年4月16日から施行する。

付 則(昭和50年11月1日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年4月28日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定のうち同条第5号に係る部分及び別表の改正規定のうち大池分館に係る部分は、昭和51年5月2日から施行する。

付 則(昭和52年3月31日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に館外貸出しを受けている者の貸出期間については、改正後の北九州市立図書館規則第10条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(昭和54年3月29日教委規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年5月11日教委規則第4号)

この規則は、昭和54年5月13日から施行する。

付 則(昭和55年5月1日教委規則第7号)

この規則は、昭和55年5月5日から施行する。

付 則(昭和58年3月24日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年12月21日教委規則第17号)

この規則は、昭和58年12月22日から施行する。

付 則(昭和60年3月30日教委規則第6号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月22日教委規則第2号)

この規則は、昭和61年3月27日から施行する。

付 則(昭和63年4月25日教委規則第7号)

この規則は、昭和63年5月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日教委規則第8号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成5年5月28日教委規則第20号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

付 則(平成7年3月13日教委規則第2号)

この規則は、平成7年3月25日から施行する。

付 則(平成8年10月1日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

2 北九州市教育機関事務分掌規則(昭和50年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(平成10年7月31日教委規則第11号)

この規則は、平成10年8月2日から施行する。

付 則(平成10年12月1日教委規則第17号)

この規則は、平成10年12月28日から施行する。

付 則(平成11年7月29日教委規則第7号)

この規則は、平成11年7月31日から施行する。

付 則(平成12年3月31日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日教委規則第24号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月31日教委規則第22号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年9月30日教委規則第13号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第17条の見出しの改正規定及び第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年10月24日教委規則第12号)

この規則は、平成19年11月27日から施行する。

付 則(平成20年11月25日教委規則第12号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年6月26日教委規則第11号)

この規則は、平成21年7月22日から施行する。

付 則(平成22年3月23日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年6月30日教委規則第6号)

この規則は、平成23年7月13日から施行する。

付 則(平成24年6月27日教委規則第4号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

付 則(平成24年7月11日教委規則第6号)

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

付 則(平成25年6月24日教委規則第6号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成29年5月1日教委規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日又は北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年北九州市条例第14号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

付 則(平成29年7月28日教委規則第23号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。
(北九州市立図書館規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(平成29年10月13日教委規則第27号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年1月24日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年2月16日から施行する。
(北九州市立図書館規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第19号。次項において「改正規則」という。)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(調整規定)

- 3 この規則の施行の日が改正規則の施行の日後である場合には、前項の規定は適用しない。
(北九州市立図書館規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 4 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(平成30年2月7日教委規則第3号)

この規則は、平成30年3月30日から施行する。ただし、別表の改正規定中国際友好記念図書館に係る部分は、同年4月1日から施行する。

付 則(平成30年10月16日教委規則第17号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(平成30年11月13日教委規則第19号)

この規則は、平成30年12月22日から施行する。

付 則(平成30年12月18日教委規則第20号)

この規則は、平成30年12月22日から施行する。

付 則(令和2年1月8日教委規則第1号)

この規則は、令和2年4月10日から施行する。

付 則(令和4年6月17日教委規則第9号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平15教委規則22・全改、平16教委規則13・平19教委規則7・平24教委規則4・平30教委規則3・平30教委規則19・平30教委規則20・一部改正)

区分		開館時間	休館日	備考
中央図書館 子ども図書館 門司図書館 若松図書館 戸畑図書館		午前9時30分から午後7時まで(日曜日、土曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで)	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日	(1) 「休日」とは、 <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日という。 (2) 教育長が特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。
小倉南図書館	駐車場以外部分	午前9時30分から午後7時まで(日曜日、土曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで)	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から午後7時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	
八幡図書館	駐車場以外部分	午前9時30分から午後7時まで(日曜日、土曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで)	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前9時から午後7時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	

八幡西図書館	駐車場以外の部分	午前9時30分から午後7時まで(日曜日、土曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで)	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から午後11時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	